

山口県報

令和3年
3月16日
(火曜日)

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正……………



山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、山口県宅建政治連盟から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（令和元年山口県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を別冊のとおり訂正する。

令和三年三月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和三年三月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁